

高知市文化プラザ空調設備インバータ更新工事

図面番号	図面名称
E－01	特記仕様書(1)
E－02	特記仕様書(2)
E－03	付近見取図・地下3階平面図
E－04	地下2階平面図
E－05	地下1階平面図
E－06	6階平面図
E－07	単線結線図(1)
E－08	単線結線図(2)
E－09	単線結線図(3)
E－10	単線結線図(4)
E－11	単線結線図(5)

高知市文化プラザ空調設備インバータ更新工事		特記仕様書	
Ⅰ 工 事 概 要			
1. 工事場所 高知市九反田2番1号			
2. 建物概要			
建物名称		構造	階数
高知市文化プラザ		SRC+RC+S造	地下3階 地上11階 塔屋1階
3. 工事種目		建築基準法に基づく	
校舎		延べ面積	
1 動力設備		主要用途	
2 発生材処理		別表第一	
4. 関連工事等		都市計画法に基づく	
5. 概成工期		用途地域	
6. 部分使用（工事請負契約書第34条第1項）		備考	
Ⅱ 設 備 工 事 仕 様			
1. 特記仕様			
1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。			
2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と⊗印の付いた場合は、共に適用する。			
3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。			
4) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。			
5) 特記事項に記載の〈 〉内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。			
2. 適用基準等			
図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の以下による。			
※ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版			
※ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版			
※ 公共建築設備工事標準（機械設備工事編）令和4年版			
※ 建築物解体工事共通仕様書 令和4年版			
給水外機工事については、高知市上下水道局発行の「給水装置工事施工要領」による。			
3. 「週休2日制モデル工事」の実施について			
・対象（ 発注者指定型 ⊙ 受注者希望型 ）			
本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」実施要領（営繕工事編）による。			
（https://www.city.koohi.koohi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html）			
・対象外（理由： ）			
項 目		特 記 事 項	
一般共通事項			
① 官公署その他への手続き	工事の着手・施工・完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。 手続き等の費用は受注者の負担とするが、以下の費用については発注者が負担する。（1.1.3） [1.1.3] ・給水装置新設分担金		
② 工事実績情報サービス（CORINS）への登録（納資金額500万円以上）（受注、変更、完成時）	登録の手続きについては、（一財）日本建設情報総合センターの「建築実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約」による。（1.1.4） [1.1.4]		
③ 書類の書式等	工事の着手に当たり、監督職員立会の下で設計図書等の照査及び施工監理資料作成の打合せを行い記録を整備する。 施工監理資料の内容及び水準は、監督職員が示す「施工監理資料一覧」による。（1.1.5） [1.1.5]		
4 総合工程表	原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。（1.2.1） [1.2.1]		
5 総合図	工事の施工に先立ち別途契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承認を受ける。（1.2.3） [1.2.3]		
⑥ 施工図等の取扱い	施工図等の内、監督職員の承認を要するものについては、施工監理資料作成の打合せ時に協議する。 施工図等の著作権に関わる当該建物に属する著作権は、発注者に移譲するものとする。（1.2.3） [1.2.3]		
⑦ 工事日誌	週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。（1.2.4） [1.2.4] また、半月ごとに出来高を当初計画と共に記入し、月末には実施工程表を添付する。 電子印刷の使用及び電子メールによる提出も可とする。		
⑧ 工事写真	工事写真は1版とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。（A4版台紙） 撮影方法は、国土交通大臣官庁官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領（令和5年版）・同解説 工事写真の撮り方 建築編」による。 デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承認を受ける。 なお、実施については、国営建設第14号（令和5年3月1日付）「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」による。（1.2.4） [1.2.4]		
⑨ 下請負者の報告	各下請負者については、下請負契約前に「下請施工予定報告書」にて監督職員に報告する。		
⑩ 電気保安技術者	適用する（1.3.2） [1.3.2]		
⑪ 施工条件	施工日及び施工時間 ※（1.3.3）、[1.3.3]（1）（7）による。 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※ 仮囲内 ⊙ 図示 その他の施工条件 ⊙ 負荷の停止及び停電を伴う作業は、監督職員の指示がある場合を除き、毎週月曜日のみの実施とする。		
⑫ 工事の保険	工事請負契約後、速やかに工事事務、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。 保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。		
⑬ 契約保証	※ 金銭的保証方式		
⑭ 前払金支出割合区分補正	・ 有 ⊙ 無		
15 交通誘導警備員	交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員その他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対応できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。		
項 目		特 記 事 項	
16 統括安全衛生管理義務者の指名		配置人員の資格 ・1名以上／1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者（1級又は2級）を配置する工事。 ※交通誘導に關し、1名以上／1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。 資格 資格要件 1. 2級交通誘導警備員 検定合格者 （交通誘導警備員A） 交通誘導警備員に關して、公安委員会が学科及び実地試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認めたもの 警備業法における指定講習を受講したもの 人 交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等 （交通誘導警備員B） 警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育（警備業法 第2条第1項 第2号の警備業務）を現に受けているもので、交通誘導に關する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上であるもの 人 なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出するものとする。 また、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出するものとする。 労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。（1.3.5） [1.3.5] 産業廃棄物の運搬、処分等については、（1.3.9）により適切に処分するものとし、事前に監督職員に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の運搬或いは処分を他業者に委託する場合は、本工事についての書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。 自己処分場では処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けた上で承諾を得る。（積替・保管についても同様とする。） 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に關する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。 また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分又は再生）を終了しなければならない。 また、産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのB票の写しを提出しなければならない。 ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。 この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB票の写しを提出しなければならない。また、最終処分終了後速やかにB票の写しを提出しなければならない。 なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。 ・引き渡しを要するもの（ ） ・現場再利用を図るもの（ ） ※再生資源化を図るもの（ ※コンクリート ※コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※木材 ※アスファルトコンクリート ） ※有価物処理を図るもの（ ※金属 ） 有価物処理の完了を証明できる書類を提出する。 ・特別管理産業廃棄物の処理方法（ ・PCB使用機器 ） PCB使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。 ・フロン類の回収・破壊を図るもの（ ・業務用エアコンディショナー ・冷蔵庫冷凍機器 ） フロン排出抑制法に従い適切に処理し、工程管理票及びフロン類の回収・破壊の完了を証明できる書類を提出する。 ・特殊な建設副産物（ ・六ふっ化硫黄ガス ・イオン化式燃焼知照 ） 関係に含まれる六ふっ化硫黄ガスは製造業者に回収を委託し、回収後の機器は適正に処分する。 イオン化式知照は、製造業者に引き渡す。それぞれの処理が証明できる書類を提出する。 ＜せつこうボードの処理方法＞ ひ素・カドミウム含有せつこうボードの処理 ※管理型最終処分場埋立処分 ・製造業者に処分を委託 石綿含有及びひ素・カドミウム含有せつこうボード以外のせつこうボードの処理 ・管理型最終処分場埋立処分 ・再資源化施設で再資源化（1.3.9） [1.9.1] 再生資源利用（促進）計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、提出は以下による。 a) COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ（http://www.recycle.jaic.or.jp）より、利用申請等を行うことができる。 b) 建設資材の利用量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式1）を、完成資料として監督職員に提出する。 c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式2）を、完成資料として監督職員に提出する。 d) 受注者は再生資源利用（促進）計画書（現場補承用様式）を工事現場の見やすい場所に掲げること。 e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。 事前調査範囲 ※ 改修範囲 <6.1.3> 資与資料 ※ 有（ ⊙ 既存の設計図書 ⊙ 分析調査結果 ） 分析調査 ※ 書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。 <6.1.3> ・行（ 調査材料使用部位 調査材料名 検体数 ） 分析方法 ※ 定性分析 定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。 ※ 別契約の受注者にて実施 温度測定に際し、当該工事関係者とともに実施日等の調整を図り、協力すること。 ・本工事にて実施 化学物質の室内温度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける速報等の資料を監督職員に提出し承諾を受ける。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告し、測定時期、測定対象室については監督職員と協議する。 	

[illegible]

工事概要

- 動力制御盤内のインバータ、DCリプルフィルタ及び低圧進相コンデンサの更新(盤内配線を含む。)並びにその後の試運転及び調整
※ 実質工期2か月程度

留意事項

- 施工前後で負荷の制御方法が変わらないよう、インバータのパラメータ等の設定値の移行を行う。
- 工事用車両の駐車場及び資機材置場は、地下3階、地下2階及び地下1階のいずれかの箇所とし、監督職員と協議のうえで詳細な場所を決定するものとする。

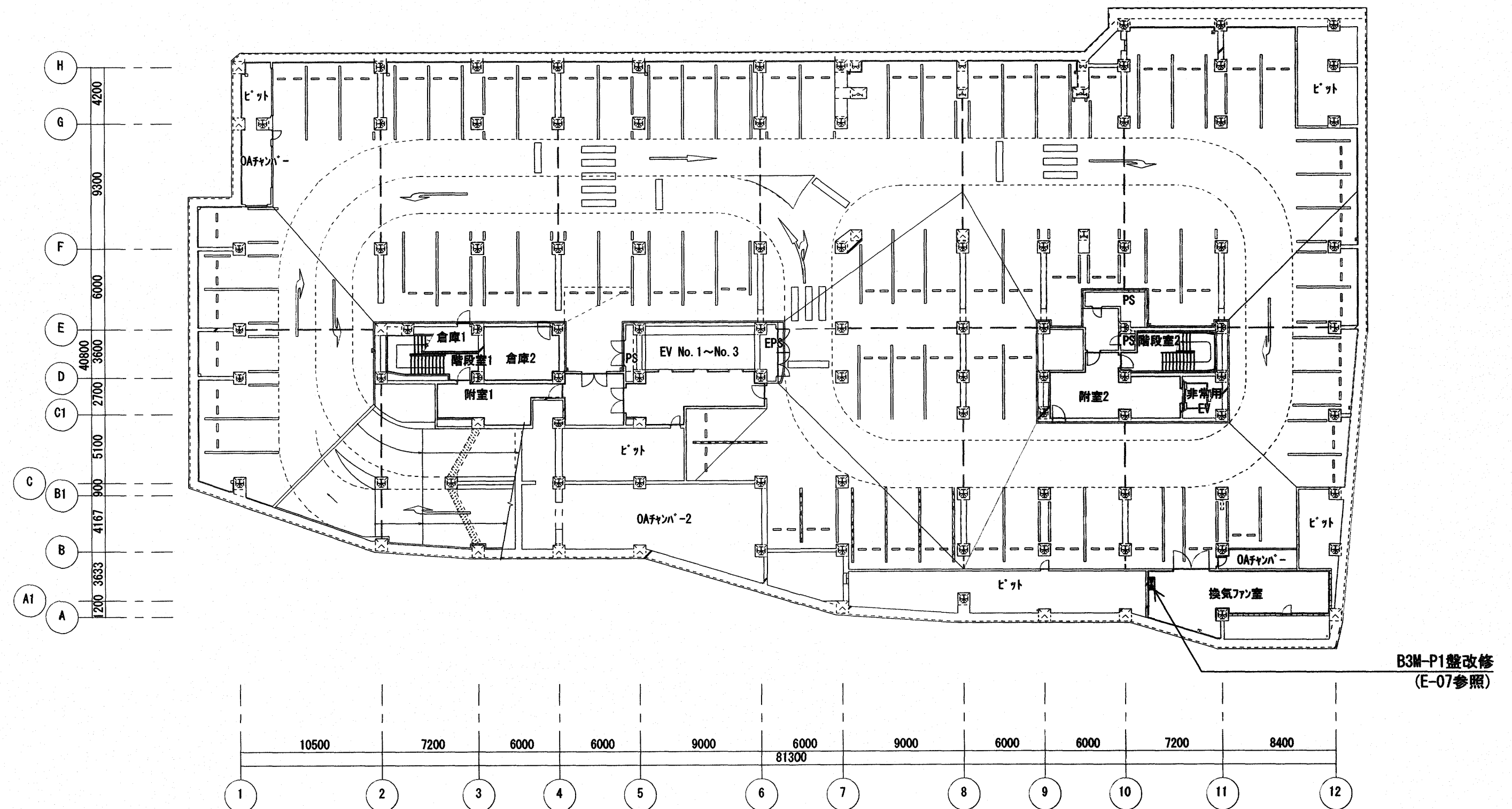
凡例

- 動力制御盤(既存)



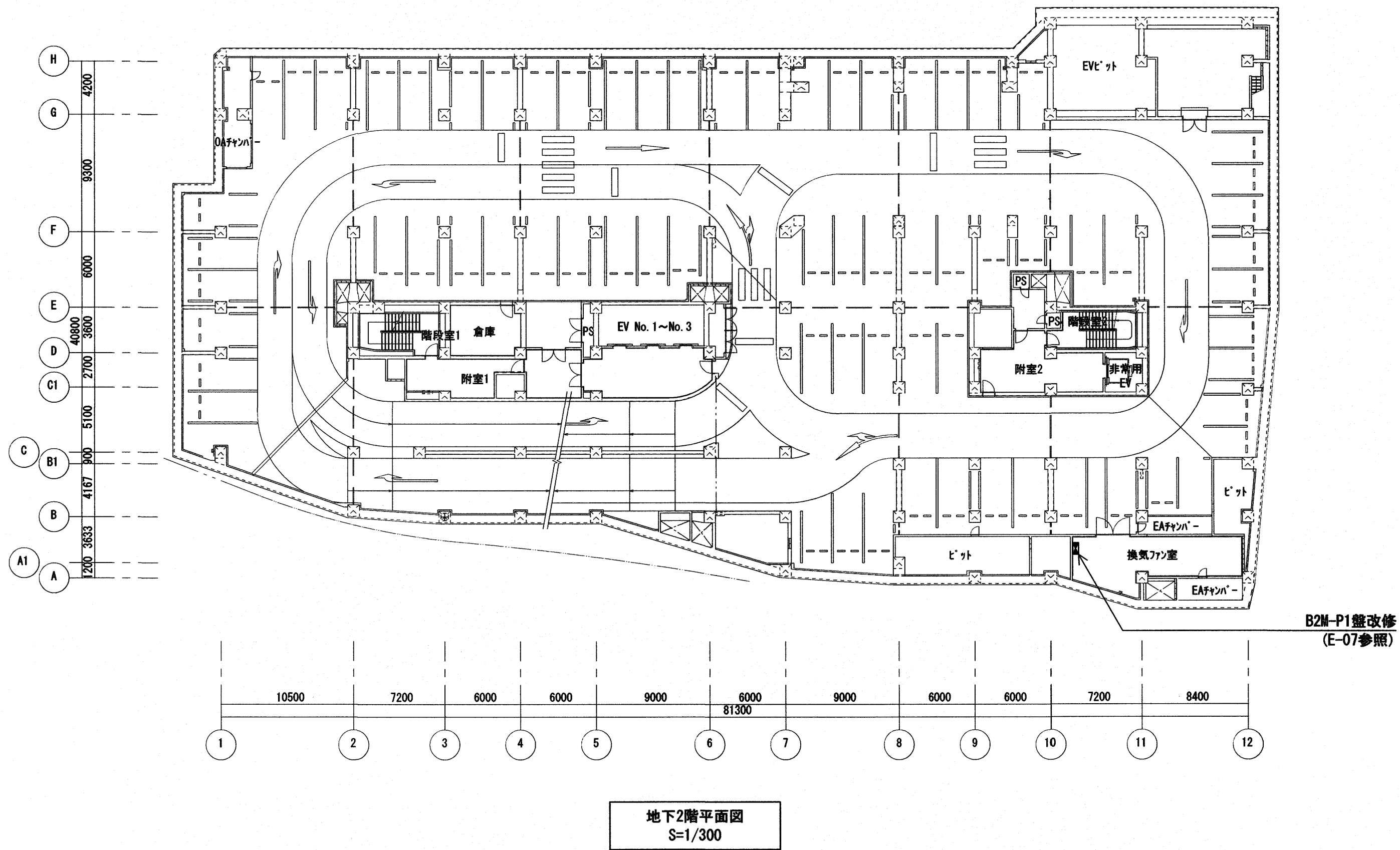
工事場所：高知市文化7°サ（高知市九反田2番1号）

付近見取図

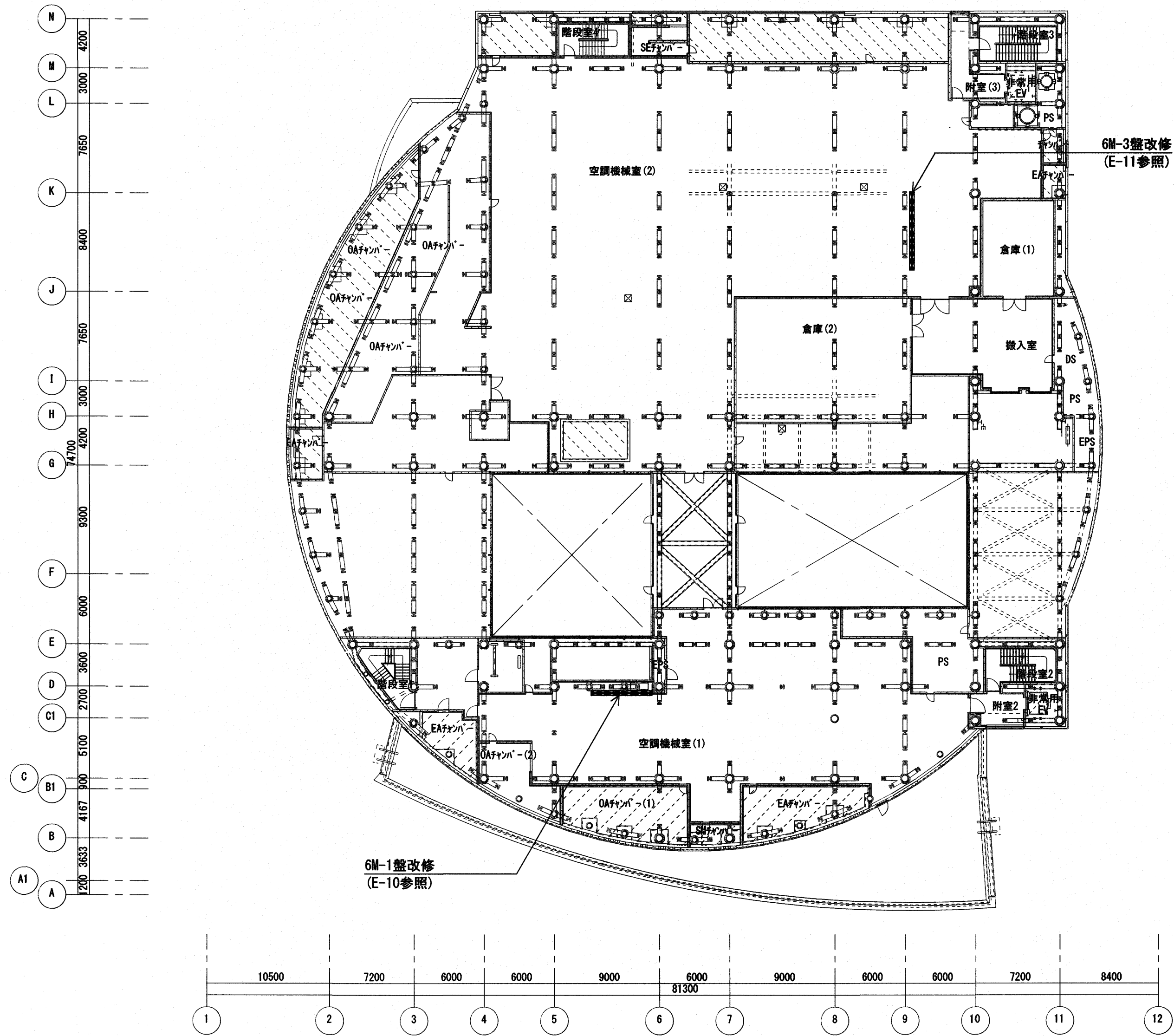


地下3階平面図
S=1/300

		高知市 都市建設部 公共建築課	工 事 名				係	係 長	課長補佐	課 長	図面番号
			高知市文化庁`空調設備の`更新工事							E-03	
			図 面 名	付近見取図・地下3階平面図		縮 尺	-	作 図 年 月 日			

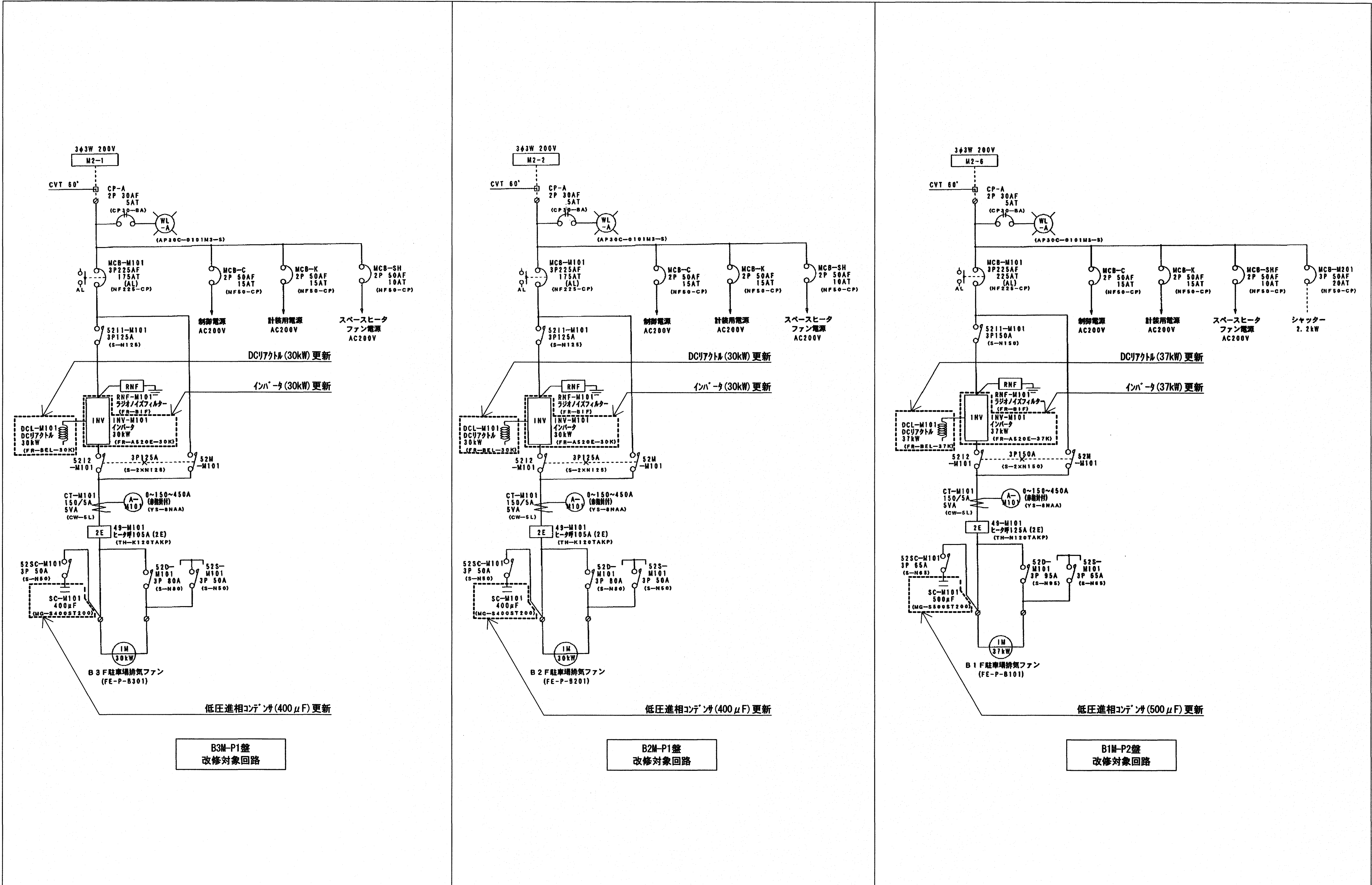


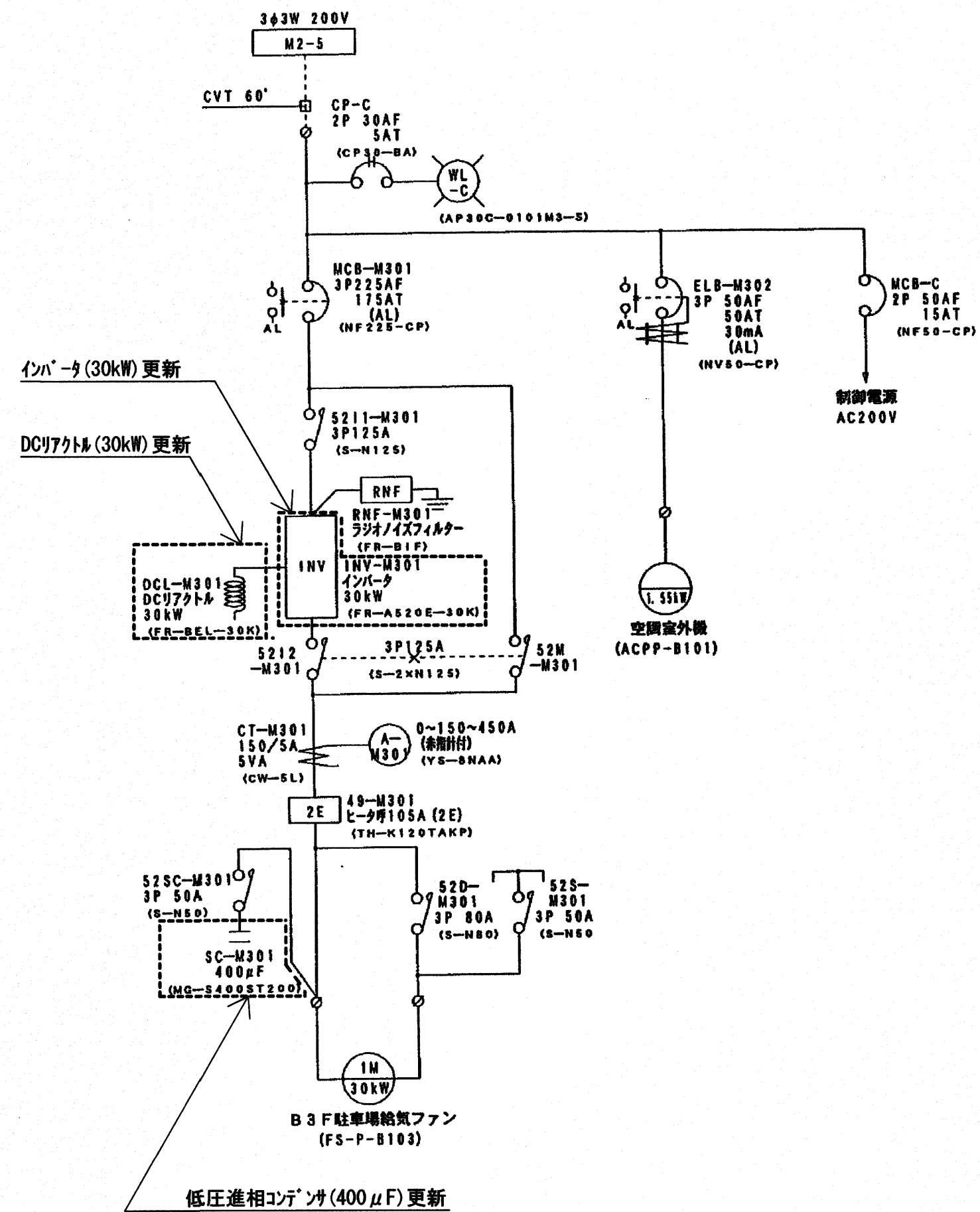
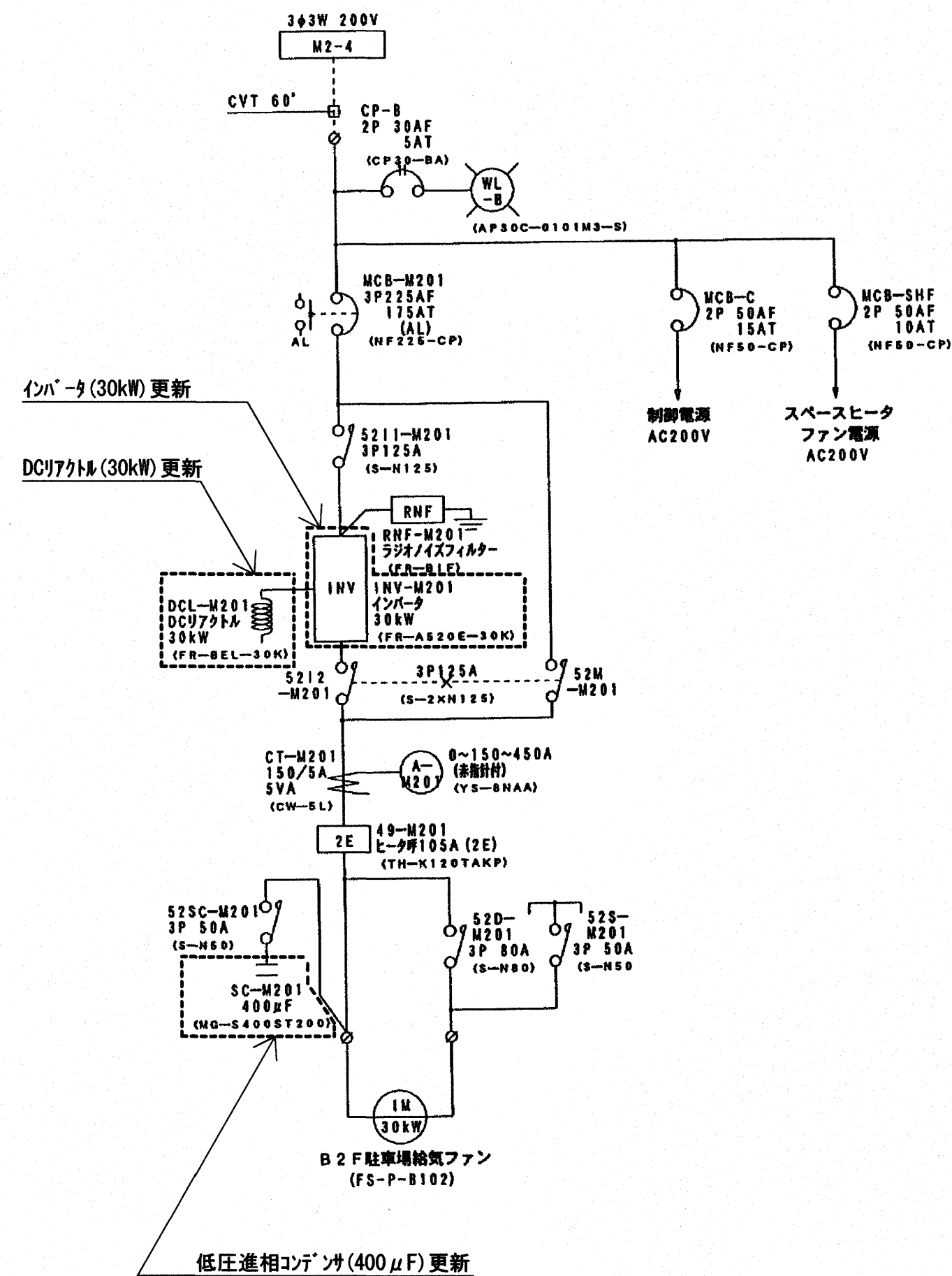
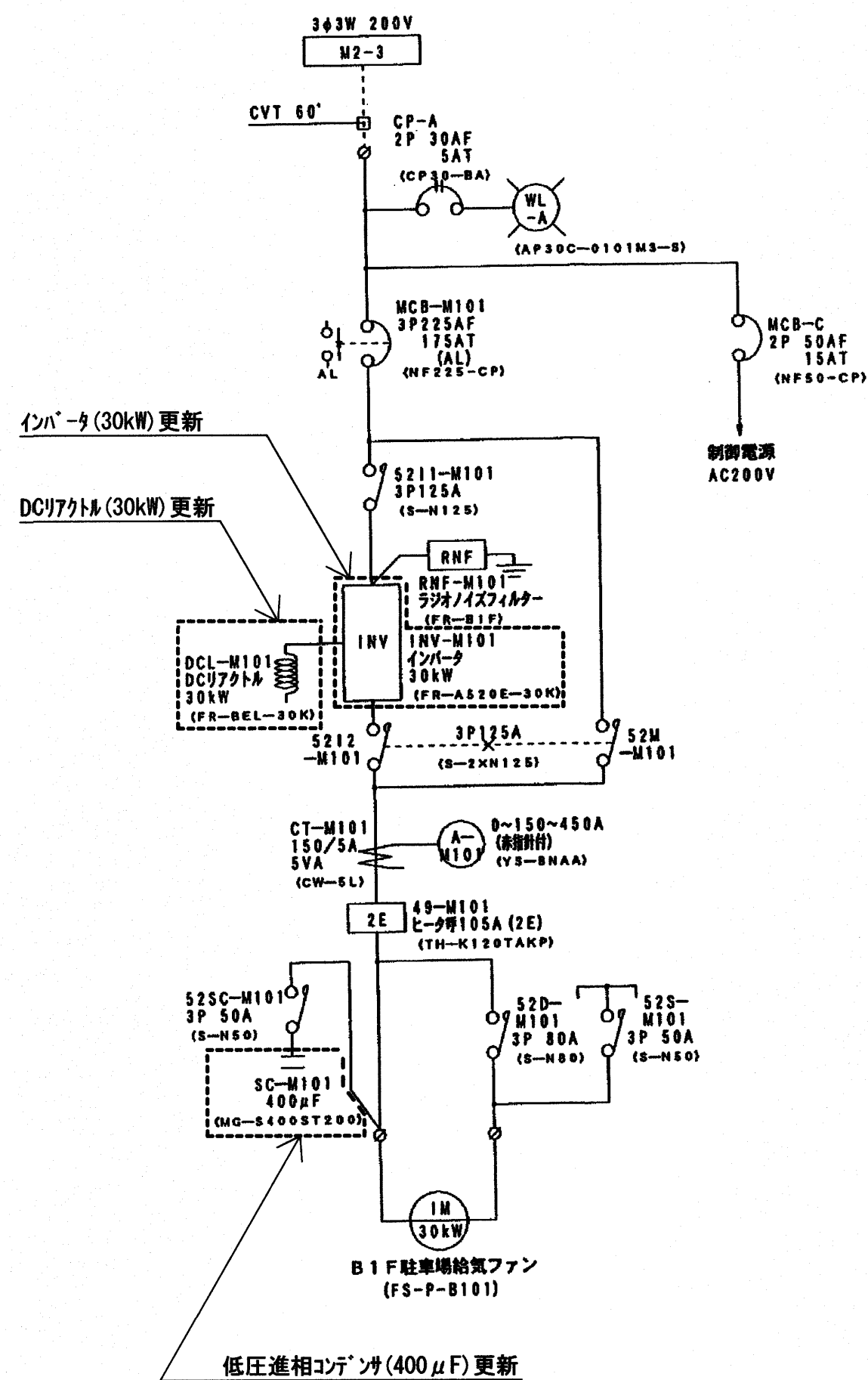
				高知市 都市建設部 公共建築課				工事名		係	係長	課長補佐	課長	図面番号
								高知市文化プラザ空調設備バナー更新工事						E-04
				図面名		地下2階平面図		縮尺	1/300	作図	年	月	日	



6階平面図
S=1/300

		高知市 都市建設部 公共建築課	工 事 名				係	係 長	課長補佐	課 長	図面番号		
			高知市文化庁 空調設備の更新工事							E-06			
			図 面 名	6階平面図		縮 尺	1/300		作 図		年	月	日

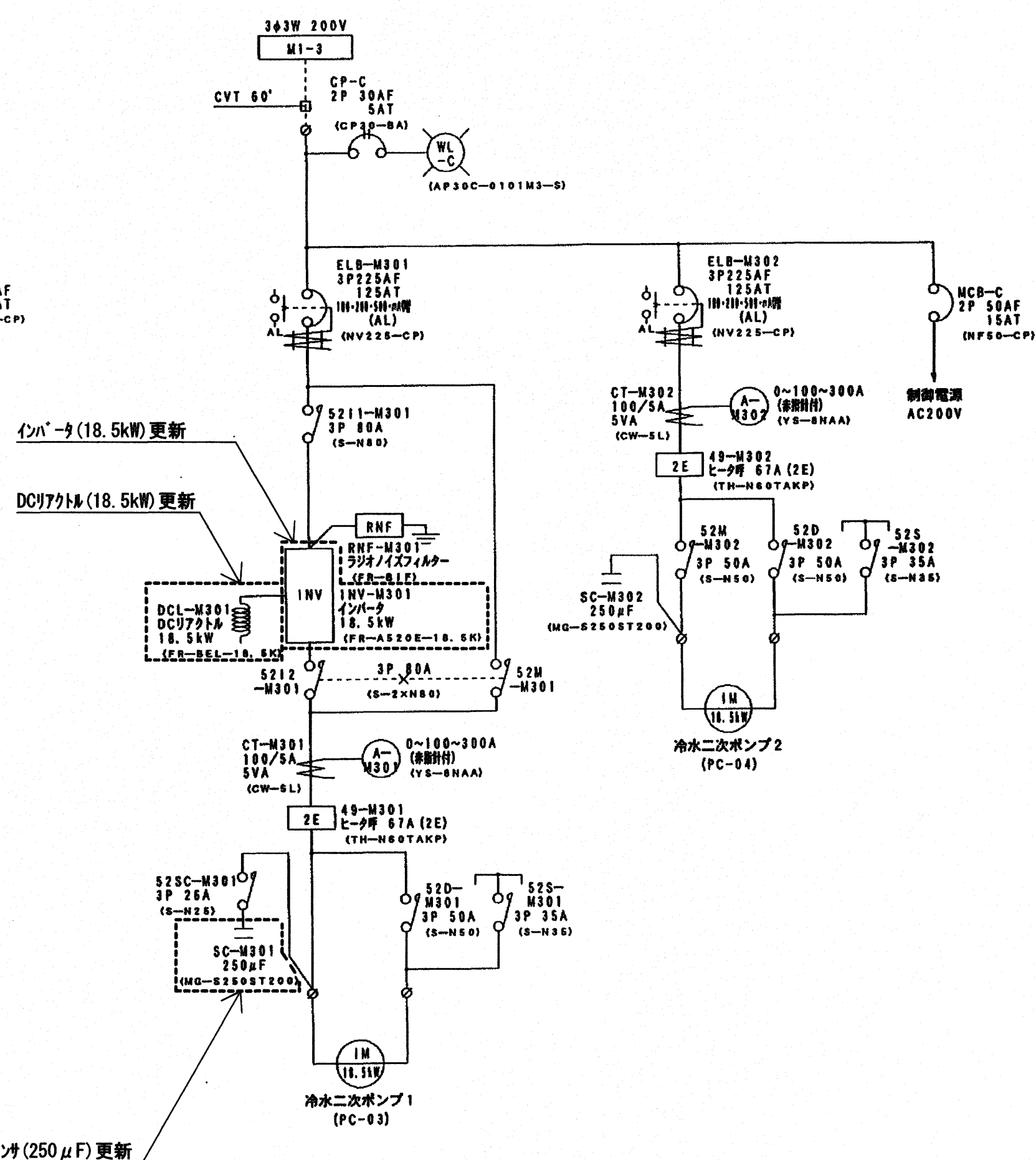
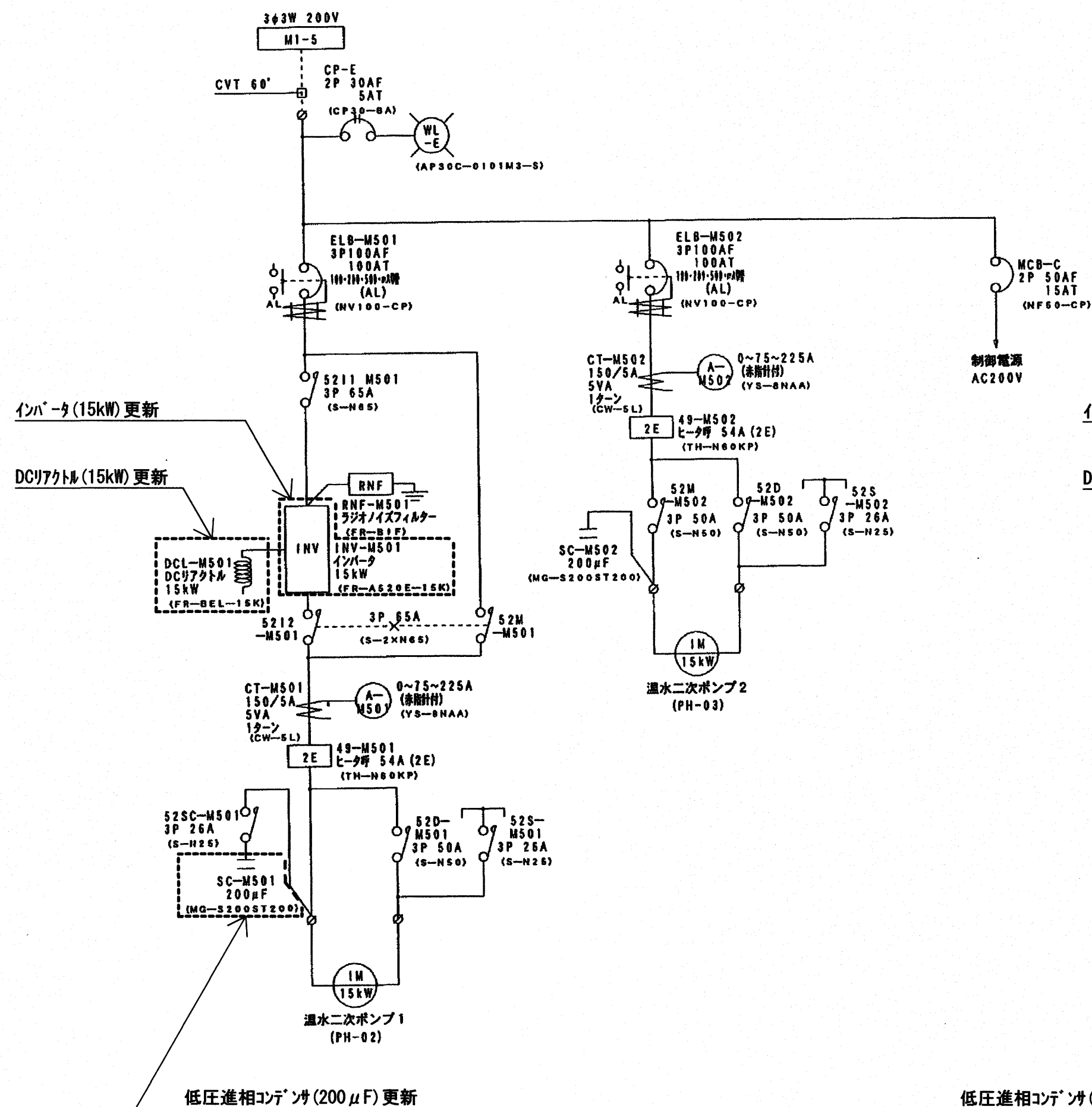




B1M-P1盤
改修対象回路

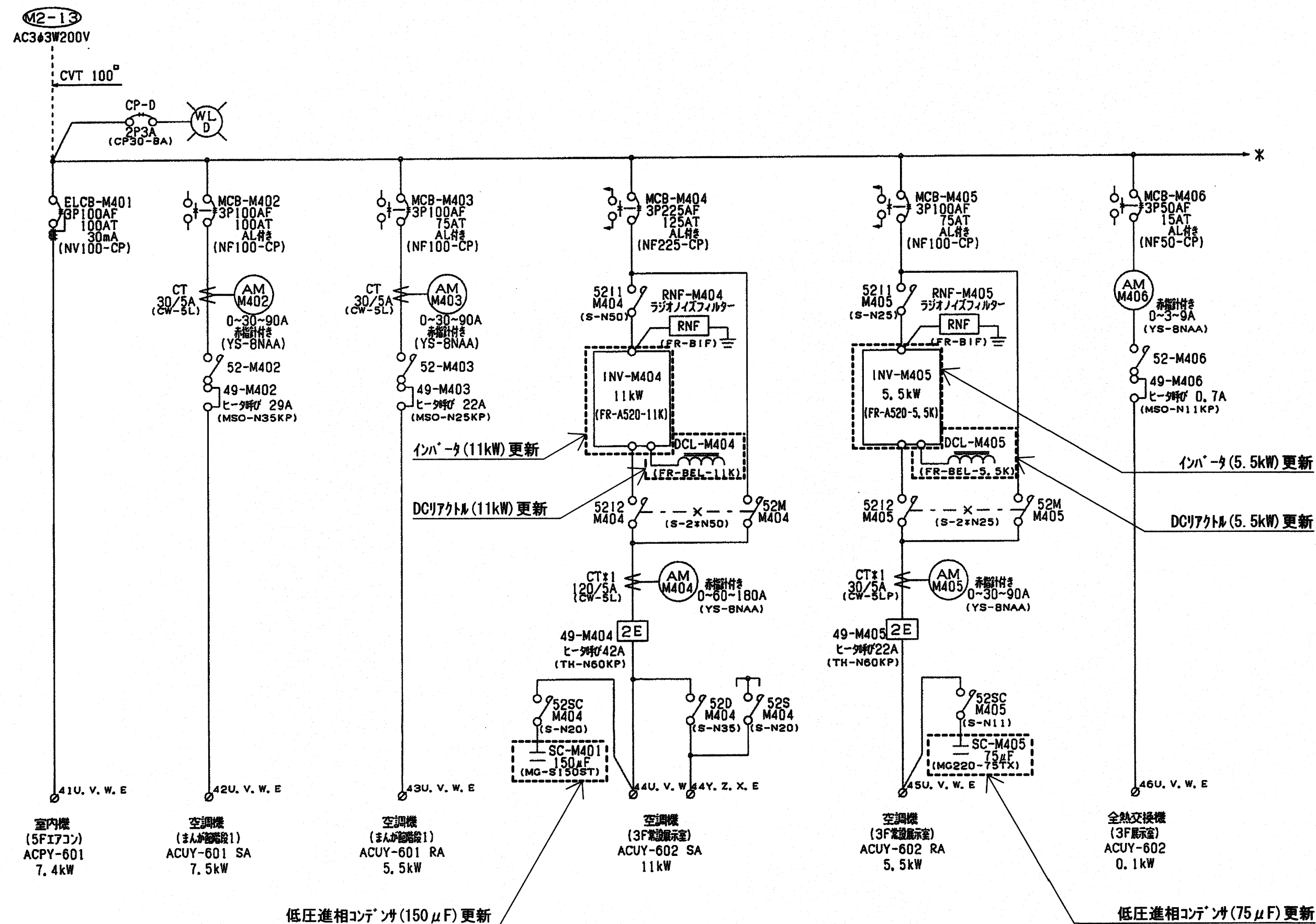
高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	高知市文化プラザ空調設備インバータ更新工事				係	係長	課長補佐	課長	図面番号
図面名	単線結線図 (2)				作図	年	月	日	E-08



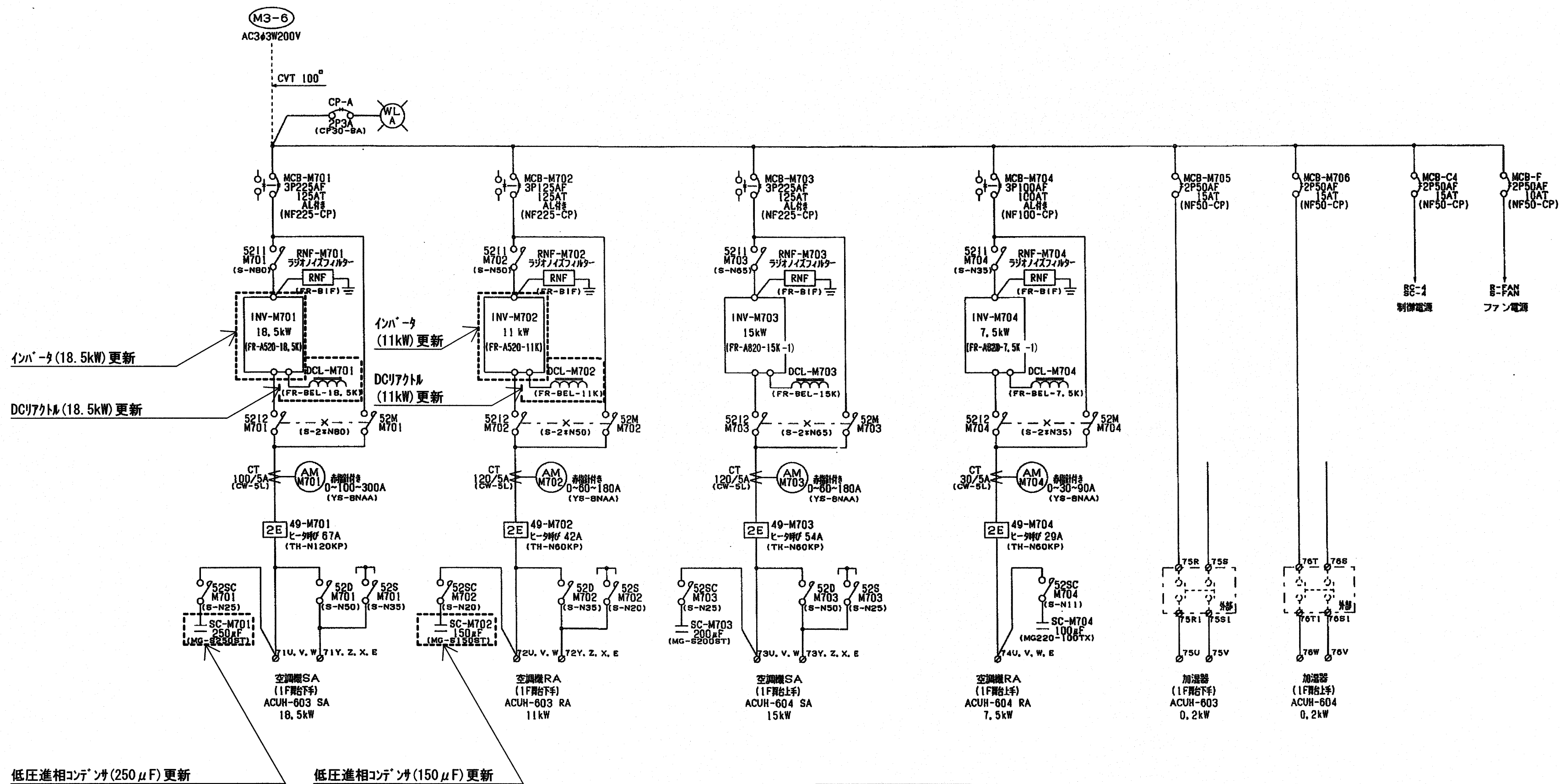
B1M-1盤
改修対象回路

高知市 都市建設部 公共建築課				工事名				係	係長	課長補佐	課長	図面番号
				高知市文化庁舎空調設備インバータ更新工事								E-09
				図面名	単線結線図(3)	縮尺	-	作図	年	月	日	



高知市 都市建設部 公共建築課

工事名	高知市文化プラザ空調設備インバータ更新工事				係	係長	課長補佐	課長	図面番号
図面名	単線結線図 (4)				作図	年	月	日	E-10



高知市 都市建設部 公共建築課				工事名				係	係長	課長補佐	課長	図面番号
				高知市文化プラザ空調設備インバータ更新工事								E-11
				図面名	単線結線図 (5)	縮尺	-	作図	年	月	日	